

第2種向精神薬等の輸入に関する確認について

輸入注意事項2第22号 (2.8.24)

改正①輸入注意事項12第4号 (12.2.9) ②輸入注意事項12第149号 (12.12.26)

③輸入注意事項20第5号 (20.5.2)

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。②

記

- 1 受付期間
申請書持参の場合は、毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時まで
 - 2 提出先 ①②
経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局の各輸入担当課
 - 3 提出書類 ②③
 - イ) 別紙様式による確認申請書原本及び写し1通
 - ロ) 第2種向精神薬を向精神薬輸入業者が輸入する場合は厚生労働大臣の免許証写し1通
 - ハ) 第2種向精神薬又は第3種向精神薬を次に掲げる者が輸入する場合は厚生労働大臣の輸入許可証写し1通
 - い) 向精神薬試験研究施設設置者であって、学術研究又は試験検査のため向精神薬を輸入するもの
 - ii) 向精神薬輸出入業者であって、返品のため向精神薬を輸入するもの
 - iii) 向精神薬輸出入業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用者であって、品質試験のため向精神薬を輸入するもの
 - iv) 向精神薬製造製剤業者又は薬事法の規定により医薬品の製造販売業の許可若しくは製造業の許可を受けている者であって、商品見本である向精神薬を輸入するもの
- (注) 郵送による確認書の交付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒をあわせて提出してください。

(別紙様式) ②③

第2種・第3種向精神薬の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

記名押印
又は署名 _____

資 格 _____

申請年月日 _____

次の輸入の確認を申請します。

| |
|--------------|
| ※確認番号 _____ |
| ※確認年月日 _____ |

I 輸入の内容

| 関税率表 の番号等 | 商 品 名 | 向精神薬の名称 | 数 量 | 船積地域及び 船積港 | 金 額 |
|--------------|-------|---------|-----|---------------|-----|
| | | | | | |
| 備 考 | | | | | |

II 厚生労働大臣又は都道府県知事の免許証又は登録証 (医薬品の製造販売業の許可若しくは製造業の許可を受けている者) 又は厚生労働大臣の許可証) の内容

| | | | |
|---------------------|-----|-------|-------|
| 免許証、登録証又は 許可証の番号 | 第 号 | 発行年月日 | 年 月 日 |
|---------------------|-----|-------|-------|

III 厚生労働大臣の個別の輸入許可証を取得している場合はその内容

| | | | |
|--------|-----|-------|-------|
| 許可証の番号 | 第 号 | 発行年月日 | 年 月 日 |
|--------|-----|-------|-------|

IV その他

| | |
|-----------|--|
| 輸 出 者 名 | |
| 輸出者の属する国名 | |
| 通関予定年月日 | |
| 入 港 予 定 港 | |

上記のとおり確認する。

経済産業大臣の記名押印

追

⑬

資 格 _____
記名押印 _____

(裏面)

※通関

| 税関申告番号及び申告年月日 | 送状数量 | 送状金額 | 許可又は承認年月日及び税関押印 |
|---------------|------|------|-----------------|
| | | | |

(注) 1 当該申請に係る貨物は、申請後1箇月以内に輸入されるものとする。

2 「向精神薬の名称」には、当該貨物が該当する「麻薬及び向精神薬取締法」及び「麻薬及び向精神薬を指定する政令」上の名称を記入すること。

3 輸出者氏名が複数の場合は列記すること。

